

窓空宛名

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

〈お問い合わせ先〉 〒000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

差 押 通 知 書

下記の滞納徴収金が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納徴収金及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。なお、この差し押え後は下記財産の取立てその他の処分をすることができません。

滞納者	住所（所在）		通知書番号			被保険者番号			督促等年月日 督促料（円）	延滞金（円）	備考
	氏名（名称）	科目	期月	納期限	法定納期限等	未納額（円）					
滞 納 金 額	賦課	対象	別紙滞納明細書のとおり								
	滞納処分費（円）		合計								
			総合計								

差 押 財 産 （ 種 類 及 び 債 権 ）

債務者	住所（所在）	
	氏名（名称）	

履行期限

※あなたがこの処分について不服があるときは、市長に対してこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内と、地方税法第19条の4に規定する期限とのうちいずれか早いほうの期限までに審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。